

障害をもつ人の参政権保障連絡会 芝崎孝夫（しばさき たかお）

今月のテーマ

障害をもつ人たちと「えん罪事件」 —湖東記念病院人工呼吸器事件の無罪判決を受けて

障害をもつ人の事件、 裁判のやり直しで無罪判決

2020年3月31日、滋賀県の大津地方裁判所で、湖東記念病院人工呼吸器事件の再審（裁判のやり直し）公判で無罪判決が言い渡されました。この事件は、2003年滋賀県湖東町（現東近江市）の湖東記念病院で人工呼吸器を装着していた入院患者が死亡し、看護助手であった西山美香さん（当時25歳）が人工呼吸器のチューブをはずして殺害したとされた事件です。裁判で西山さんは懲役12年の有罪判決が確定し、和歌山刑務所で服役させられました。しかし、西山さんは警察の強引な取り調べでうその自白をさせられたため、無実を訴え、裁判の再審を求めてきました。

西山さんは発達障害と軽度の知的障害があり、警察の取り調べに対し自らの意思を明確に主張することがむずかしく、特に取り調べの警察官に好意をもち、警察官が喜ぶよううその供述をしたことが裁判で明らかになりました。これまで男性と交際した経験がなく、人間関係を築くのが苦手だった西山さんは、やさしく接してくれたと感じたその警察官を過度に信頼し、誘導されてうその供述をしてしまったのです。

また、警察が隠していた証拠が暴露され、人工呼吸器が外され死亡したのではなく、チュー

ブのたん詰まりで酸素が不足し心臓が停止した可能性も明らかになりました。

西山さんの家族、中学校時代の先生を中心に結成された支援する会と国民救援会などの支援団体がこの裁判を支援しました。2019年に裁判所で再審を開始する決定が確定、事件発生から17年経ってやっと再審無罪となったのです。

えん罪事件と障害をもつ人

日本の法律は「自白の強要を許さず、強制・拷問などによる自白は証拠にならない」「自白だけでは有罪にできない」（憲法第38条）としていますが、警察は今日でも自白をとることを捜査の中心においており、事実と証拠をしっかりと調べることを軽視する傾向があります。これがえん罪を生む大きな理由のひとつです。えん罪事件には、警察が密室である取調室で強要した「うその自白」が多く存在します。そして、それが有罪判決の大きな根拠とされるのです。

特に障害をもつ人が警察の取り調べを受けた場合、自分の主張をきちんと伝えることができなかったり、強引な取り調べで警察官の誘導に迎合する事例は数多くあります。いま再審を求めて争っている鹿児島の大崎事件では、知的障害をもつ人が警察の強引な取り調べでうその自白をさせられ、奈良では知的障害をもつ青年



2020年3月31日無罪判決（写真中央が西山さん）
写真提供・日本国民救援会

が、強制わいせつ事件の犯人とされました。また、警察の偏見で障害をもつ人が事件の容疑者として狙われたり、あるいは事件に巻き込まれた人が裁判のことや弁護士の役割を知らずに助けを求められない場合もあります。

湖東記念病院事件の教訓とは

再審判決を言い渡した後、裁判長は西山さんに対し、次のように発言しました。「西山さんはうその供述をしたことを後悔し、気に病んでいるかもしれませんが、しかしそれは非難されるべきではなく、うそをついたから有罪になったわけでもありません。問われるべきは捜査の在り方でした」。そして、警察が取り調べで西山さんから真実を引き出そうとせず、十分な捜査をしなかったこと、西山さんの無実を明らかにする証拠を隠していたことを批判し、司法関係者が今回の事件のことを他人ごとと考えず、改善に結びつけなければならないと指摘したのです。さらに最後には、「西山さんはこの間つらかったと思います。自分自身を大切に生きてください」と涙を浮かべながら述べました。

「裁判官は弁解せず」という言葉があります。裁判官は判決文がすべてであり、それ以外には言わないという意味です。しかし、この事件では裁判官は言いたいことがいっぱいあったの

です。私たちも、この事件の教訓をしっかり学び、西山さんのような事件を繰り返さないようにする必要があります。

えん罪に巻き込まれないために

日本の憲法は、戦前のような特高警察による拷問などを「絶対に禁ずる」（第36条）など、第31条から40条までの10の条文で、令状なしに逮捕できないことや弁護士をつける権利など刑事手続きに関する国民の権利を保障しています。憲法全体の10分の1がこの条文です。戦前のような人権無視の警察国家にはならないと国民の権利を守る規定をおいています。これは世界でもめずらしいことです。

このような私たちの権利を学び、知らせていくことが必要です。特に、弁護士の役割を知ることが必要です。留置所で面会しても警察か弁護士かわからなかったという事例もありました。警察に逮捕された時、弁護士が無料で面会して相談にのる、弁護士会の「当番弁護士制度」があります。本人が留置所の中から依頼できます。また家族や友人が依頼することも可能です。

もし、不当に逮捕されたり、警察の呼び出しがあった場合は、民主的な法律事務所に依頼したり、えん罪事件や人権侵害事件を支援する国民救援会などに相談してください。